

「高齢者実態調査」に関するよくある質問と回答

	ご質問	回答
1	この調査は、毎年やっているのですか？	はい。対象世帯や対象となるご年齢は変わりますが、毎年実施しています。 今年度は区内にお住まいの65～69歳のおひとり暮らしの方と65～74歳のみの世帯の方が調査対象です。ただし、介護サービスを利用されている方と生活保護を受給されている方は除きます。
2	昨年度はこのような調査は受けていません。	65歳以上の高齢者の方を3か年に分けて調査を実施しています。令和3年度は65～69歳のおひとり暮らしの方および65～74歳のみの複数人世帯の方、令和4年度は70歳以上のおひとり暮らしの方、令和5年度は75歳以上の複数人世帯の方を対象として調査を実施させていただきました。
3	「複数人世帯」とはなんですか？	2人以上でお住まいの世帯を指します。
4	この調査は、国が実施するものですか？	練馬区が独自に実施している調査です。
5	なぜこの調査をするのですか？	生活機能の低下のおそれがある高齢者の方を早期に把握し、支援につなげるなど、見守り活動を効果的に行うためです。また、緊急連絡先をお伺いし、「もしもの時」における区の関係機関による迅速な支援につなげることを目的としております。
6	結果通知書とは何ですか？	ご回答いただいた内容から、一人ひとりに合った、健康を保つためのご提案を記載するものです。 具体的には、1～25の質問項目を運動機能、栄養状態、認知機能など7項目に分類し、機能低下のおそれがないか判定させていただきます。
7	高齢者実態調査の結果により、支援が必要な場合はどうなるのですか？	支援が必要と判定された方については、区が行っている「ひとり暮らし高齢者等訪問支援事業」の対象とさせていただき、地域を担当する地域包括支援センターが年1回程度、ご自宅を訪問し皆さまがお元気でお過ごしを確認させていただきます。地域包括支援センターの訪問は令和7年4月以降を予定しています。

	ご質問	回答
8	この調査の提出は強制ですか？	<p>強制ではありませんが、ご回答いただきますと、回答内容をもとに作成した【結果通知書】を令和7年3月中旬以降に順次お送りします。</p> <p>また、生活機能の低下のおそれがある高齢者の方を早期に把握し、支援につなげたり、「もしもの時」における安否確認のために使用する調査ですので、ぜひご協力をお願いいたします。</p>
9	毎年、どれぐらいの方が回答しているのですか？	<p>調査対象者のうち、令和元年度は73.9%、令和2年度は88.7%、令和3年度は70.3%、令和4年度は76.7%、令和5年度は86.1%の方にご回答いただいております。</p>
10	夫（妻）だけに調査票が届きました。	<p>調査票は世帯ごとではなく、個人宛にお送りしています。配偶者の方が介護サービスを利用されている場合など、世帯のお一人のみに調査票が届くことがあります。</p> <p>調査票が届いていない方が調査対象者かどうか確認したい場合は、高齢者実態調査コールセンター（0120-926-148）にお電話ください。</p>
11	調査票が送られたが、子ども家族と同居しています。	<p>同居の方がいる場合は、今回の調査では対象外となります。住民票情報をもとにしていることから、調査対象に含まれない方にも調査票が届いていることがあります。</p> <p>ご回答は不要ですが、ご回答の勸奨ハガキなどをお送りしないよう対応いたしますので、高齢者実態調査コールセンター（0120-926-148）へお電話ください。</p>
12	介護サービス利用者や生活保護受給者を対象外とするのはなぜですか？	<p>すでに、ケアマネジャーや介護サービス事業者、区のケースワーカーによる支援がなされていると考えるためです。</p>
13	この質問項目は誰が考えたものですか？	<p>1～25の質問項目は、厚生労働省が定める生活機能評価のための基本チェックリストを使用しています。結果判定を正確に行うために、基本チェックリストの表現をそのまま使用させていただいております。</p> <p>26～32の質問項目は、練馬区独自の質問になります。</p>

	ご質問	回答
14	調査票をなくした、または書き損じてしまいました。	<p>少しの書き損じであれば、×印や二重線で訂正していただいて問題ありません。</p> <p>調査票の再送付を希望される場合は、高齢者実態調査コールセンター（0120-926-148）にお電話ください。</p>
15	記入した個人情報は保護されますか？	<p>個人情報については、厳正に取扱い、情報提供する機関も守秘義務を課せられた機関です。</p> <p>ご納得いただき、ご協力いただけるようでしたら、調査票の「個人情報取扱いに関する同意書」にご署名をお願いします。</p>
16	「個人情報取扱いに関する同意書」に署名せずに提出した場合はどうなりますか？	<p>外部機関への個人情報提供はせず、「結果通知書」のみお送りいたします。</p>
17	地域包括支援センターとはなんですか？	<p>保健師・看護師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの専門職が連携をとりながら、介護だけではなく、福祉・健康・医療など、さまざまな分野から総合的に高齢者とその家族の生活を支える地域の窓口です。高齢者本人はもちろん、ご家族、地域住民、ケアマネジャーなどから受けた悩みや相談を、適切な機関と連携して支援します。</p>
18	なぜ地域包括支援センターに個人情報を提供するのですか？	<p>地域包括支援センターは、介護保険をはじめとする、高齢者の方の生活全般に関するご相談を受けるところです。</p> <p>今後お体の状態についてご心配ごとがあるときに、スムーズにご相談をお受けできるよう、情報提供に同意いただいた方の回答内容を提供します。</p> <p>また、特に心配な方については、地域包括支援センターの職員がご自宅を訪問させていただき、お元気でお過ごしか確認させていただくことがあります。</p>
19	民生委員とは、どのような仕事をしている人ですか？	<p>民生委員法により、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員で、地域でボランティアとして活動しています。保健福祉に関するサービスや関係機関を紹介し、皆さんと行政とのパイプ役や調整役を務めます。民生委員には守秘義務があります。相談内容や調査したことがらの秘密を守り、個人情報保護に配慮して活動しています。</p>

	ご質問	回答
20	なぜ民生委員に個人情報を提供するのですか？	<p>民生委員は、地域の皆様の身近な相談相手として、支援が必要な方と行政をつなぐ役割を担っています。</p> <p>お体の状態が心配など、地域で日ごろから気にかけてほしい方を把握しておくため、情報提供に同意いただいた方の回答内容を民生委員に提供します。</p>
21	なぜ警察・消防に個人情報を提供するのですか？	<p>もしもの時（災害時や、自宅内で倒れているおそれがある等）の迅速な安否確認のため、情報提供に同意いただいた方の緊急連絡先（ご本人様の氏名、性別、生年、住所、電話番号と質問項目29）を提供します。</p> <p>その他の質問項目への回答（質問項目1～28、30～32）の内容については、警察・消防には提供いたしません。</p>
22	調査には回答したくないが、介護保険などについて相談したいのですが。	<p>調査票のご提出の有無にかかわらず、地域包括支援センターでは高齢者とその家族の暮らしや介護に関するさまざまなご相談をお受けしています。</p> <p>まずはお近くの地域包括支援センターにご相談ください。</p>